

大津市伝統的建造物群保存地区修理修景補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伝統的建造物群保存地区内における建造物及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって歴史的景観の保存を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物群 文化財保護法（以下「法」という。）第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (2) 伝統的建造物群保存地区 法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 建造物 建築物その他の工作物をいう。
- (5) 伝統的建造物 伝統的建造物群を構成していると認められる建造物をいう。
- (6) 環境物件 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件をいう。
- (7) 所有者等 伝統的建造物群保存地区内における建造物及び環境物件の所有者（管理責任者がある場合は、その者）又は管理団体をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による伝統的建造物群保存地区修理修景補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、所有者等とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、伝統的建造物群保存地区内における建造物及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧であって、別表に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 設計書（仕様書、積算書）
- (3) 設計図（写真等）

3 補助金の交付の申請を行う者は、当該申請の際、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地

方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)が明らかであるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額した額により申請しなければならない。

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(着手報告書)

第8条 補助事業者は、交付決定を受け、補助事業に着手したときは、速やかに補助事業着手報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、国選定保存地区の文化財にあっては、交付決定前に補助事業に着手することができる。この場合にあっては、補助事業者は、補助事業事前着手報告書(様式第4号の2)を市長に提出しなければならない。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助金交付決定取消通知書(様式第5号)又は坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助事業変更承認申請書(様式第7号)又は坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)とする。

(承認通知書等)

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助事業変更承認決定通知書(様式第9号)又は坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第10号)若しくは坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)又は坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助事業助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助事業実績報告書(様式第13号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業収支精算書

(2) 補助事業の成果を証する書類

3 第1項の実績報告書の提出の際に補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これに相当する額を補助金の交付決定額から控除した額を補助金額として報告しなければならない。

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助金確定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（交付請求書）

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助金交付請求書（様式第15号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助金交付請求書（様式第16号）とする。

（取消通知書）

第16条 規則第19条第3項の規定による通知は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により行うものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合であって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額の返還を命ずるものとする。

（返還通知書）

第18条 規則第20条第1項又は前条第2項の規定による返還の命令は、坂本伝統的建造物群保存地区修理修景補助金返還通知書（様式第19号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第19条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく補助金の交付に関する規則（平成9年6月2日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。